

## 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク緩衝・移行地域自然環境調査助成金交付要綱

### (目的)

第1条 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの緩衝・移行地域内における調査研究の促進を図るとともに、助成金交付申請者の公募を通じて、地域における自然環境保護の気運の醸成や自然環境に精通した人材の育成を図るため、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）及び祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会（以下「学術委員会」という。）において、予算の定めるところにより緩衝・移行地域自然環境調査助成事業（以下「助成事業」という。）を実施し、この要綱の定めるところにより助成金を交付する。

### (助成の対象)

第2条 助成事業により助成する調査研究の対象は、学術委員会が調査研究基本計画等に定める緩衝・移行地域内の重点調査研究地域・分野又は移行地域内の生物多様性が高いと認める地域における調査研究とする。

#### 【対象調査地】

別紙のとおり

#### 【対象分野】

植物類、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、貝類、菌類、節足動物（昆虫類、クモ類他）

### (助成対象者)

第3条 助成事業により助成する対象者（以下「助成対象者」という。）は、前条で示す調査研究を実施する能力を有するグループ、法人等の民間団体（以下、「団体等」という。）又は個人とする。

2 助成対象者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しない者とする。

### (助成額)

第4条 助成金の額は、1件当たり30万円を上限とする。

### (助成金の用途)

第5条 助成金は、助成事業における調査研究目的を達成するために必要な経費（別表に掲げる例示のとおり。）に使用できる。

### (申請書の提出)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を学術委員会が指定する期日までに学術委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出するものとする。

- (1) 提案書兼助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 調査研究計画書（様式第2号）
- (3) 主な調査研究経歴（様式第3号）
- (4) 調査研究経費の支出計画（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）

(交付決定等)

第7条 委員長は、提案書兼助成金交付申請書の提出があったときは、学術委員会において、その内容を審査の上交付の可否及び助成金の交付額を決定し、交付申請者に通知するとともに、その結果を推進協議会会長（以下「会長」という。）に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 助成金の交付を受けて調査研究を実施する者（以下「助成研究実施者」という。）は、次に掲げる調査研究計画の変更を行う場合は、あらかじめ調査研究計画変更承認申請書（様式第6号）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 調査研究内容の重要な事項（調査地、方法など）を変更する場合
- (2) 調査研究経費の総額が20パーセントを超えて増減する場合

(事業実績の報告)

第9条 助成研究実施者は、助成金の交付を受けた調査研究（以下「助成研究」という。）が完了したときは、当該助成研究が完了した日から30日以内に次に掲げる書類を添えて委員長に報告しなければならない。

- (1) 緩衝・移行地域自然環境調査助成事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 調査研究報告書（調査の目的、方法、結果及び考察を記載したもの。様式は任意。）
- (3) 出現種リスト（様式第8号）
- (4) 調査研究経費の決算書（様式第9号）
- (5) 支出内容を確認できる挙証資料の写し等
- (6) 調査地点を示した地図等

(助成金額の確定)

第10条 委員長は、助成研究が完了した旨の報告があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の額を確定し、その旨を助成研究実施者及び会長に通知するものとする。

(助成金の請求及び支出)

第11条 助成金の支出は、助成金の額の確定後、助成研究実施者の請求により行うものとする。

- 2 助成金の請求は、会長に対して、助成金交付請求書（様式第10号）により、前条による助成金額の確定通知を添えて行うものとする。
- 3 会長は、助成研究の実施上特に必要があると認めた場合においては、第1項の規定にかかわらず、概算払により助成金を交付することができる。この場合の請求は、助成金概算払請求書（様式第11号）によるものとする。
- 4 会長は、交付すべき助成金の額を委員長が確定した場合において、既にその額を超える助成金を概算払により交付しているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命じるものとする。

(会計帳簿等の整理)

第12条 助成金の交付を受けた助成研究実施者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消)

第13条 委員長は、助成研究実施者が次の各号いずれかに該当するときは、助成金の交付決定

の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 助成研究中止届出書(様式第12号)の提出があったとき

(2) この要綱に違反したとき

(3) 調査研究の実施方法が不相当であると認められるとき

2 会長は、前項の規定により助成金の交付決定額の全部又は一部が取り消された場合において、既に助成金を交付しているときは、助成研究実施者に対し、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(研究成果)

第14条 当該研究で得られた研究成果は、推進協議会及び学術委員会が行う活動に活用することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る助成金申請者から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。

附 則

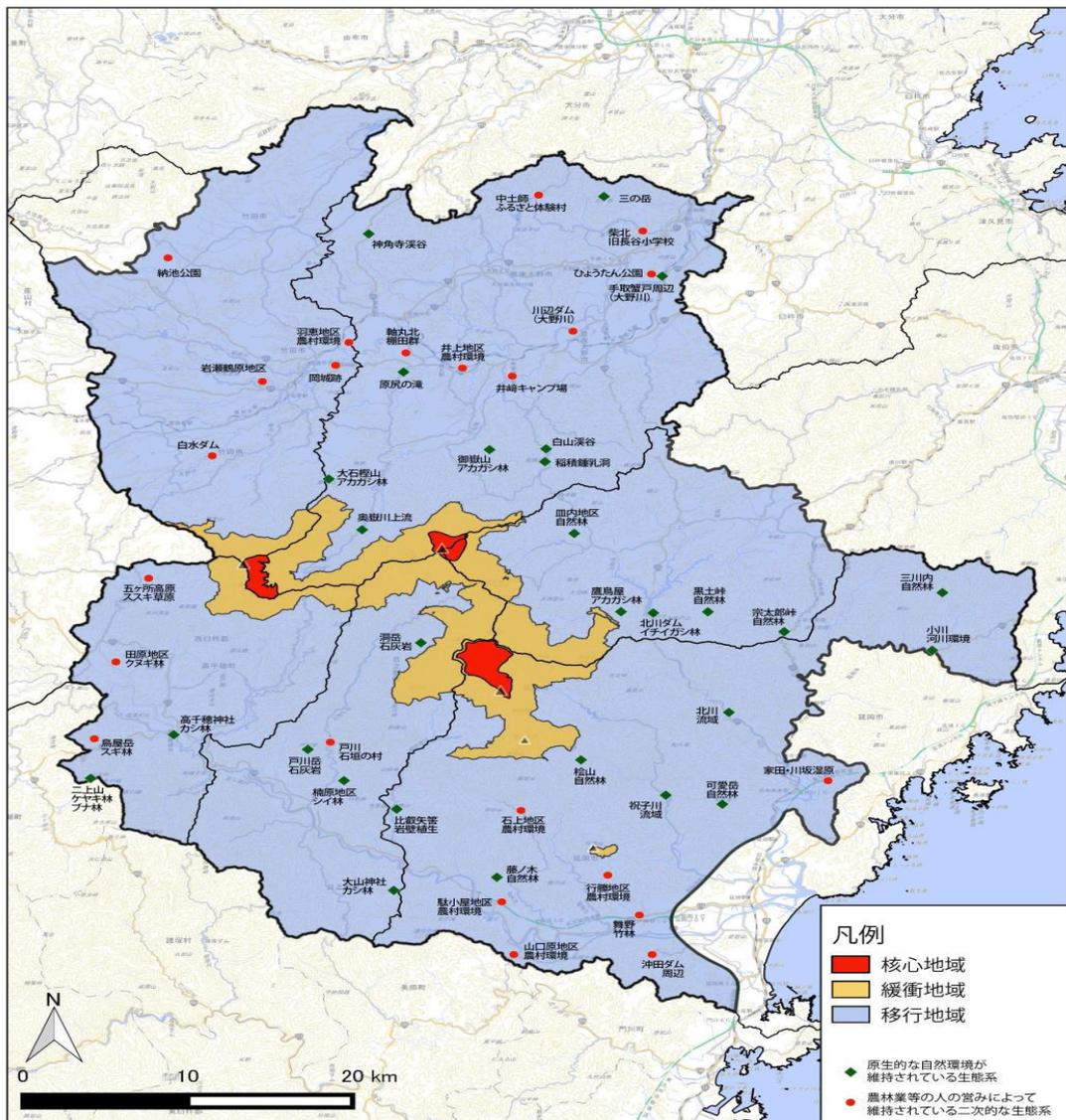
この要綱は、令和7年1月10日から施行する。

## 【別紙】 調査対象地

### 1 緩衝・移行地域における重点調査研究地域・分野

- ・御嶽山アカガシ林（大分県豊後大野市）：植生、節足動物など
- ・神原地区（大分県竹田市）：植物、節足動物など
- ・鬼の目、国見、ダキ山稜線から南側斜面（宮崎県延岡市）：植生、哺乳類（ニホンカモシカ）など
- ・洞岳、トッキン岳、五葉山系北側～西側斜面（宮崎県日之影町）：植生、哺乳類（ニホンカモシカ）など
- ・大崩山の核心地域外縁部と稜線に挟まれたエリア〔主に稜線の南側、東側〕（宮崎県延岡市）：全分野
- ・二上山（宮崎県高千穂町）：爬虫類、両生類、魚類、貝類
- ・行滕山（宮崎県延岡市）：植生など
- ・その他、緩衝・移行地域内での哺乳類（ニホンカモシカ）など

### 2 移行地域における生物多様性の高い地域



都道府県・市町村地図は国土交通省「国土数値情報（行政区画データ）」（平成27年）をもとに、祖母傾ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会が加工した（<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）。背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を用いた（<http://www.gsi.go.jp/>）。

【別表】

調査研究目的を達成するために必要な経費

| 支出科目 | 内容の例示   |
|------|---|
| 旅費   | 調査研究を進める上で必要な交通費等<br>調査研究に関し助言を求める際の専門家等の旅費等<br>※自家用車を利用する場合は、出発地から調査地までの往復距離に <u>1 キロメートル当たり 37 円</u> を乗じて算定する。                                    |
| 消耗品費 | 事業を進める上で必要な消耗品に係る経費等<br>資料印刷費等<br>※消耗品は単価が 10 万円未満のものとする。ただし、単価が 3 万円以上の消耗品を対象経費とする場合は、詳細及び調査での必要性を申請書に記載すること                                       |
| 役務費  | 通信費や郵送、宅配便等の運搬用費用等  |
| 使用料  | 調査研究に必要な会議室の借上料等  |
| 人件費  | 現地調査や調査結果取りまとめ等、実労働を伴った際の人件費<br>※人件費は、 <u>助成額の 2 分の 1 を限度</u> とする。ただし、 <u>申請者が個人の場合は対象外</u> とし、 <u>団体等の場合に限る</u> 。また、 <u>団体等の代表者は人件費の支給対象外</u> とする。 |
| 調査雑費 | 現地調査に必要な雑費等<br>※調査雑費は、調査の構成員（団体等の代表者を含む）又は外部の調査協力者が現地調査を行った場合に限るものとし、 <u>1 人 1 日当たり 2,200 円を上限</u> とする。   |
| 謝金   | 現地調査への協力や調査研究に関し助言を求める際の調査協力者及び外部専門家等への謝礼等  |
| その他  | データの打ち込み等を企業等に依頼する際の委託料等  |

※調査協力者に対して、旅費、人件費、調査雑費又は謝金を支給した場合は、受領証を必要とする。